

新型インフルエンザに係る外来医療体制の切替について

今般発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の病原性や国内外での感染拡大状況と、これらを踏まえた国の対応方針などを勘案し、本県の対応を下記のとおり変更する。

これまで、インフルエンザ様症状（ 1）のある方には発熱相談センターに連絡してもらい、新型インフルエンザの可能性が認められる場合は発熱外来へ誘導してきた。

今後は、原則として全ての一般医療機関（ 2）において、時間分離、又は空間分離などの院内感染防止対策を講じた上で、**新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療を行うこととし、発熱外来体制については休止する。**

インフルエンザ様症状（ 1）のある方は、**予め医療機関に電話・FAXで受診の可否を確認するとともに、受診時間等の指示を受けるというルールを徹底する。**

- ・ 秋口にも発生が懸念される流行の第二波で**患者が急増した場合、発熱外来（現在 16 カ所）のみでの対応は困難**であり、これに備えて**受診の場を拡げておく必要がある。**
- ・ このため、これまで発熱外来に限定していた新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療を、**原則として全ての一般医療機関（ 2）に拡大し、受け入れてもらうもの。**
（各都道府県の状況は、7月15日時点で同方式に移行済が16都県、移行予定が本県を含めて28府県。）
- ・ 岩手県医師会等関係機関と協議の上、**8月中を目途に体制を切り替えることとし、具体的な期日については別途公表する。**
- ・ **発熱外来体制については、新型インフルエンザ（A/H1N1）の病原性が高まった場合や、別の新型インフルエンザが発生した場合に再開を検討する。**

- 1 急な発熱（38 以上）と咳や咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛など。
- 2 例外として、インフルエンザの重症化リスクのある基礎疾患を有する患者の受診割合が高い医療機関（透析専門病院、がん専門病院、産科病院など）や、日常診療においてインフルエンザ患者の診療機会が稀である診療科の医療機関（皮膚科、眼科、整形外科、精神科など）では、インフルエンザの外来診療を行わない場合があること。